

○旭川市ごみのポイ捨て禁止条例施行規則

平成9年4月1日規則第20号

旭川市ごみのポイ捨て禁止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、[旭川市ごみのポイ捨て禁止条例\(平成9年旭川市条例第13号。以下「条例」という。\)](#)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(自動販売機)

第2条 [条例第7条第1項](#)に規定する規則で定める自動販売機は、常時一般の利用に供するために屋外又は屋内に設置された自動販売機(屋内設置にあつては当該建物内に立ち入らなければ利用ができないものは除く。)とする。

(回収容器)

第3条 [条例第7条第1項](#)に規定する回収容器は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 回収容器は、周囲の美観に配慮したもので、安定性があり、かつ、容易に破損しないものであること。

(2) 回収容器の見やすい部分に飲料容器を回収するための容器である旨の表示をしてあること。

(3) 回収容器の設置場所は、利用しやすい場所で、かつ、通行人の往来の支障とならない場所であること。

(勧告)

第4条 [条例第9条](#)に規定する勧告は、勧告書([様式第1号](#))により行うものとする。

(身分証明書)

第5条 [条例第10条第2項](#)に規定する証明書は、身分証明書([様式第2号](#))とする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第17号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1号

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

旭川市長 印

勸 告 書

あなたは、旭川市ごみのポイ捨て禁止条例（第7条第1項・第7条第2項）の規定に違反しているので、同条例第9条の規定により次の措置を講ずるよう勧告します。

1 違反の状況

.....
.....
.....
.....

2 改善措置の内容

.....
.....
.....
.....

3 改善の期限 年 月 日まで

.....

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属.....
氏 名.....
上記の者は、旭川市ごみのポイ捨て 禁止条例第10条の規定による立入調査 を行う者であることを証明する。
年 月 日発行
旭川市長 印

(裏)

1 この証明書は、旭川市ごみのポイ 捨て禁止条例第10条の規定による立 入調査を行う際は必ず携行しなけれ ばならない。
2 この証明書は、関係人の請求があ ったときは、これを提示しなければ ならない。
3 この証明書は、他人に貸与し、又 は譲渡してはならない。